

山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例新旧対照表（第二
条関係）

新	旧
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十一条 障害者支援施設には、施設長一人を置くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置くものとする。</p> <p>一 生活介護を行う場合 次のとおりとする。</p> <p>イ 生活介護を行う場合に置くべき職員は、次の(1)から(3)までに掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)から(3)までに定める員数とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員次に掲げる員数</p> <p>⌒ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(イ) () から () までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下この(イ)において同じ。）に応じ、それぞれ () から () までに定める数</p> <p>() 平均障害支援区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ロ)において同じ。)の数を六で除した数</p> <p>() 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十一条 障害者支援施設には、施設長一人を置くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置くものとする。</p> <p>一 生活介護を行う場合 次のとおりとする。</p> <p>イ 生活介護を行う場合に置くべき職員は、次の(1)から(3)までに掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)から(3)までに定める員数とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員次に掲げる員数</p> <p>⌒ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(イ) () から () までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下この(イ)において同じ。）に応じ、それぞれ () から () までに定める数</p> <p>() 平均障害程度区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ロ)において同じ。)の数を六で除した数</p> <p>() 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数</p>

2
3 4 略

1 2 3 略

□ 〽 水 略

(3) 略

(一) 〽 (四) 略

(一) 〽 (口) 略

除した数

() 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で

を五で除した数

2
3 4 略

1 2 3 略

□ 〽 水 略

(3) 略

(一) 〽 (四) 略

(一) 〽 (口) 略

除した数

() 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で

を五で除した数